

NO. 213
2013. 11. 5

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union

総務省、人事院
交渉報告

ユニオンは10月15日に、6月20日付けで総務大臣宛に提出した、賃金と再任用に関する要求書に基づいて総務省交渉を行いました。この団体交渉には、ユニオンから河野委員長以下16名が参加、総務省からは、森谷給与第一担当参事官補佐、大堀公務員高齢対策課課長補佐、竹下労働国際担当参事官補佐他1名が出席しました。

賃下げ特例法の延長は許されない！

冒頭、河野委員長から要求書に示された内容に関して、賃下げ特例法により厳しい生活が強いられ、さらに次年度から年金支給開始年齢が段階的に引き上げられる中でフルタイムでの義務的再任用の問題などを追及しました。

それに対して総務省から、「賃金に関する特例法は、厳しい財政事情に鑑み、2年間の給与減額としてやむを得ず特例的な措置として講じていることであるが、東日本大震災の復興や毎年発生する災害復旧の中でユニオンの皆さんが日々職務に専念し、任務を遂行されている事は重々承知している。この極めて異例な



措置、やむを得ない措置となっていることについて、国家公務員にも賃金の削減をお願いしており、その必要性についてご理解願いたい。」と回答がありました。この回答に対して、参加

者からの「賃下げ特例法の延長を行うな」「廃止をせよ」「総務省としてどう考えているのか」との追求に、「26年4月以降の給与に関しては、臨時特例は2年間の期限付き措置であること、人事院勧告(報告)を尊重することは基本であり、民間準拠による給与水準が確保される必要がある」という指摘は承知している。この2点の考えに立って検討される。政府としては人事院勧告の尊重、総人件費の抑制、脱デフレなど総合的に勘案して検討される。」と回答しましたが、「東日本大震災をはじめ、全国各地で発生する災害に

対して、国交省の管理職員は、寝食を忘れ災害防止や復旧に奮闘している。勤務意欲、志気も落ちている」とのさらなる追求に、「国家公務員の使用者の立場として、特例法は臨時・異例の措置であると認識している。人事院勧告(報告)が尊重されることが基本姿勢であることから、延長は無いとの立場で発言していく。その旨会議(給与関係閣僚会議)では話しをしていく。」との回答を引き出しました。

義務的再任用の問題に対しては、「再任用に関して、職員が定年まで勤めた



後に年金支給開始年齢に達するまでの間の再任用として政府として取り組むこととして3月に閣議決定された。民間の8割が継続雇用の実態等考慮して再任用で対応するということになった。3年ごとにそのときの再任用の状況も見ながら、定年の引き上げも含めて検討していく。」と回答がありました。

義務的再任用について
フルタイムが原則で短時間は例外



また、この問題では、フルタイムとパートタイムで生じる具体的な事例で算出した賃金格差の資料を基に追求しました。この実態では3日勤務の場合は支給額(裏面へつづく)

総務省回答
特例法は臨時・異例の措置
人事院勧告尊重が基本姿勢

〈再任用の考え方〉 閣議決定は政府統一の方針 例外適用の場合 任命権者は、説明責任を負う

から控除額を除いた額が「約6万3千円余り」という結果になっており、無年金の状況でこの金額では到底生活できないと指摘しました。

これに対しては、「ご指摘の給与面の問題については、閣議決定の中にあるように人事院が給与制度上の措置について必要な検討を行うことになっている。」と回答しました。さらに参加者から「国土交通省はフルタイム希望者でもハーフタイム勤務を強要している」との追求には「国土交通省の人事系統から指示しているのか?。閣議決定の主旨を踏まえてハーフ勤務と言っているのか?。任命権者の判断としてやっているのか?」と驚きの態度を示しながら「閣議決定は義務化が原則であり、ただし書きの内容は例外である。政府統一のものであり、例外をとる場合は任命権者は説明責任を負う必要がある」との見解を示し、国土

交通省の再任用政策は異常ととれる姿勢を示しました。最後に委員長から「国公で唯一の管理職組合である。今後もしちゃんと対応をお願いしたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

国家公務員の雇用と年金の接続について

平成25年3月26日
閣議決定

国家公務員の高齢期雇用については、平成13年度から始まった公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに対応し、同年度に60歳定年後の継続勤務のための任用制度として新たな再任用制度が施行され、多くの職員が再任用されてきたところである。(中略) 当面、下記のとおり、定年退職する職員(勤務延長後退職する職員を含む。以下同じ。)が公的年金の支給開始年齢(以下「年金支給開始年齢」という。)に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする。国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとする。

記

①(定年退職する職員の再任用)

定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、退職日の翌日、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の4の規定又は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第44条の4の規定に基づき、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、~~常時勤務を要する官職(以下「フルタイム官職」という。)に当該職員を再任用するものとする。~~ただし、当該任命権者は、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から再任用を希望する職員をフルタイム官職に再任用することが困難であると認められる場合又は当該職員の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、国家公務員法第81条の5の規定又は自衛隊法第44条の5の規定に基づき、短時間勤務の官職に当該職員を再任用することができる。



〔人事院交渉の様子〕

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

総務省交渉に先立って、午前中には人事院交渉が実施されました。人事院からは本間給与第一課長補佐が対応しました。

毎年実情を聞きながら従前から
少しずつ引き上げている
人事院交渉

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

追求めたい。現場の管理職の状況をしっかり受け止めて欲しい」と締め括りしました。

これらに対して、人事院からは「公務員人件費には厳しい実態がある。職務職責を物差しとして評価される。基本的なスタンスとして職務職責の必要に応じて決められる。円滑な人事管理を目的に、特に6級昇格については毎年実情を聞きながら従前から少しずつ切り上げを進めている。ポストは適切に評価する。単に処遇改善のために配分するものではない。6級定数については従前から進んでいる。上位級(事務所長については)は個別に職責とかを見て処遇は決まっております。結果的に進んだと言ったこと。同じ組織であっても同じ割合とはならない。職務職責を適切に査定していく。」との回答がありました。

「特例法延長反対署名」にご協力を

ユニオンは現在、内閣総理大臣・総務大臣宛の「特例法延長反対」の署名を取り組んでいます。憲法違反・国公法違反のこの法案の延長を許さず、来年四月から給与の7、8%を還元させましょう。

最後に、「職責評価の個別審査は今しか出来ない。今後も引き続き個別の話をしていただくと指摘して交渉を終えました。」

これは人事院として政府に対して声を大にして言うべきことではないか。全体的に人が減っている中で、職責は否応なく上がっている。と追求したところ、「皆さんの主張は分かっていたが、当局からの要求があれば議論され、決められるものである。」と回答しつつも、最後に、「要望は確かに承った。」との姿勢を示しました。